

室長就任にあたって

専修大学法学部教授 岡田好史

このたび2021（令和3）年7月より内藤光博前室長（専修大学大学院法学研究科長・法学部教授）の後任として、本研究室長を拝命いたしました。

私が本学法学部に専任講師として着任したのは2004（平成16）年になります。直ちに室員となり、川地宏行先生（現 明治大学法学部教授）の後任として、2010（平成22）年まで、石村修、矢澤昇治、家永登室長の下で事務局を務めることとなりました。その後も運営委員として関与しておりましたが、以来10年が経過し、今度は室長という大役を担うこととなり大いに身の引き締まる思いです。

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹⁾は、2020（令和2）年に入り世界的に感染が拡大しました。集団感染は、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離での会話や発声という条件が揃うことで発生するとされ、これを避けることが求められました²⁾。3月2日から、全国すべての小学校・中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休校要請が政府から出され、卒業式なども中止・縮小され、本学でも卒業式及び入学式が中止となりました。

4月7日には、改正「新型インフルエンザ等対策特措法」（令和2年法律4号）32条に基づく緊急事態宣言が東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に発出され、16日には、全国へと拡大されたことから、本学の授業開始も5月11日となり、オンライン授業へと移行することになりました。その後も東京は、2021年1

1) 宿主動物不明の動物由来コロナウイルス（SARS-CoV-2）による気道感染症であり、ヒト-ヒト感染によって流行が広がっている（診療の手引き検討委員会『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き』（厚生労働省、6.0版、2021年）5頁参照。cf. WORLD HEALTH ORGANIZATION, CLINICAL CARE for SEVERE ACUTE RESPIRATORY INFECTION: TOOLKIT: COVID-19 ADAPTATION (2020) 2.)。

2) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（2020年3月9日）〈<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>〉（2021年12月13日確認）

月8日から3月21日の2回目の緊急事態宣言、4月25日から3回目の緊急事態宣言が出されています。最多で21の都道府県が宣言の対象となり、9月30日まで何度となく延長されてきました。今年度に入り対面授業を再開したものの、後期からは再度全面的にオンライン授業になりました³⁾。この間、新型コロナウイルス感染対策のため、施設利用の制限など研究活動も大きく制約されました。コロナ禍にあって、昨年度は法律相談を中止し、研究会活動も十分に行うことができませんでした。

本研究室は、「専修大学総長として、また優れた在野法曹として活躍された今村力三郎先生の業績を顕彰していく責務」を負い、「理論と実務の両面から法律問題ならびに法状況を分析・研究する実践的な研究機関として活動」を行う⁴⁾ことを理念としています。そのため、今村先生が本学に遺された裁判記録を整理保存するとともに、史資料の蒐集に努め、それらを研究し、刊行していくことを務めとしています。また、今村先生は1954(昭和29)年に没するまで、在野法曹として、民事および刑事の多岐にわたりご活躍されたことから、法曹人の育成、法律実務の研究及び法律知識の普及をはかることも事業としています。

本研究室の重要な事業である訴訟記録の刊行は1977(昭和52)年に開始されました。現在、既刊の「神兵隊事件」を補完する資料について、別巻として8巻まで刊行が進んでいます。膨大に思われた先生の資料も限られてきています。事務局長の坂詰智美先生には、コロナ禍にあって資料の蒐集・整理等にご大変なご苦勞をおかけしているところではありますが、大学史資料室等の学内関係諸機関、日高義博総長、室員の先生方等のご協力を得て、引き続き資料の蒐集ならびに分析を行い、研究成果を刊行に結実させるように努めてまいります。

法科大学院が2004年に開設され、すでに100名を超える専修大学出身の法曹を生み出してきたことから、法曹人育成の役割は法科大学院に移ったといえるでしょう。それを踏まえて本研究室として法曹人養成という目的を達成するのにどうすればいいのか、歴代の室長の下で検討されてきた難題ではありますが、引き続き検討を続

3) 緊急事態宣言解除に伴い、10月18日より、当初対面形式で行う予定であった学部授業科目の一部が対面形式に戻り、11月1日から、さらに対面形式に戻す学部授業科目が追加され、大学院においても対面方式へ原則として移行した。

4) 石村修「今村法律研究室の概要」〈<https://www.senshu-u.ac.jp/research/center/imamura/>〉(2021年12月13日確認)

けてまいります。

また、専大出身の法曹人を室員としてお迎えして、年2回の室報の刊行や法律相談、各種シンポジウム等を通じて法律実務の研究及び法律知識の普及をはかることを実践してきたところです。しかし、長期にわたるコロナ禍は、社会活動に大きな影響をもたらし、研究室の運営にも大きくブレーキをかけてきました。伝統ある当研究室の室長がなすべきことは、これまで積み重ねられてきた研究室の基本路線をできるだけ継続したうえで、時流に合わせてアップデートしていくことにあると思います。本年は、今村先生の生誕155年にあたり、先生の足跡をたどる事業を企画したいと考えております。3回目の緊急事態宣言も解除され⁵⁾、徐々に社会活動も戻ってきているように思います。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるためには、変わらず徹底した「行動変容」が求められています。昨年度の経験を踏まえて、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の下⁶⁾での研究会の実施など、新しい取り組みを実践していかなければならないと考えております。さらに、2024(令和6)年には今村先生の没後70年、2025(令和7)年には本学創立145周年を迎えます。2年間の任期中に、そのための事業に向けて道筋を付けられるように努めてまいります。

この大変な状況にあって、研究の火を灯し続けるためにも、事務局の坂詰智美先生、運営委員・室員の先生方、事務職員の方々のご協力を仰ぎながら、今村先生のお名前に恥じぬよう、微力を尽くしてまいり所存です。幸いなことに運営委員には、室長経験者が多数おられますので、非常に心強く思っております。何とぞ皆様のご指導ご鞭撻ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5) 2021年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について政府は分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態宣言措置区域及びまん延防止等重点措置区域に該当しないとされたため、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってこれらの措置は終了した。

6) 厚生労働省「『新しい生活様式』の実践例」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>〉(2021年12月13日確認)